

## 大阪府精神科医療機関療養環境検討協議会規約

### (名 称)

第1条 本協議会は、大阪府精神科医療機関療養環境検討協議会（以下「協議会」という。）と称する。

### (目 的)

第2条 本協議会は大阪府精神科医療機関療養環境検討事業に関する協定に基づき、精神科医療に関連する各団体からの代表を以って構成し、構成機関の相互理解と連携のもとに、精神障がい者の人権尊重を基本とした、より良好な療養環境の提供、維持・発展に寄与することを目的とする。

### (所管事項)

第3条 協議会においては、次の事項に関し、協議・検討を行う。

- (1) 委員による医療機関訪問活動に関すること
- (2) 構成機関相互の情報交換
- (3) 各構成機関に寄せられる個別事例に関すること
- (4) 臨時委員の任免に関すること
- (5) その他本協議会で検討することが適当と認められる事項

### (組 織)

第4条 協議会は、次の機関、団体の推薦を受けた委員で構成する。但し必要に応じて機関・団体を加えることができる。

#### (1) 各団体

- ① 一般社団法人 大阪精神科病院協会
- ② 公益社団法人 大阪精神科診療所協会
- ③ 一般社団法人 日本精神科看護技術協会大阪支部
- ④ 一般社団法人 大阪精神保健福祉士協会
- ⑤ 大阪弁護士会（高齢者・障害者総合支援センター）
- ⑥ 大阪精神障害者連絡会
- ⑦ 特定非営利活動法人 大阪精神医療人権センター
- ⑧ 公益社団法人 大阪府精神障害者家族会連合会
- ⑨ 社会福祉法人 大阪府社会福祉協議会

#### (2) 行政機関

- ①大阪府（健康医療部保健医療室地域保健課）
- ②大阪府保健所長会
- ③大阪府こころの健康総合センター
- ④大阪市こころの健康センター
- ⑤堺市（健康福祉局健康部精神保健課）
- ⑥堺市こころの健康センター

2 協議会は必要に応じて学識経験者を委員に加えることができる。

3 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。但し、補充の委員の任期は前任者の在任期間とする。

4 協議会に会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

### (会 議)

第5条 協議会は大阪府こころの健康総合センター所長が招集し、会議の主宰は会長が行うこととする。

- 2 会長が不在の時は、会長が予め指名する委員が、その職務を代理する。
- 3 協議会委員に支障があるときは、委員として代理人が出席することができる。
- 4 大阪府こころの健康総合センター所長が必要と認めるときは、委員以外の者に対して協議会への出席を求めることができる。

(医療機関訪問)

第6条 医療機関訪問については、原則協議会委員が行うものとする。

- 2 協議会委員が、やむを得ない事情により訪問活動に従事できない場合は、臨時委員を訪問活動に従事させることができる。

(臨時委員)

第7条 臨時委員は、協議会において選任するものとする。

(オブザーバー)

第8条 訪問を受けた医療機関の管理者またはその委任を受けた者は、協議会にオブザーバーとして出席することができる。

(会議の公開)

第9条 本協議会は原則公開とする。

- 2 ただし、資料については、協議会終了後に回収するものとする。
- 3 傍聴については、協議会当日先着順に受け付けを行い、定員は5名までとする。

第10条 協議会において検討される事項のうち、個人情報に関わる部分に関しては守秘事項とする。

(事務局)

第11条 本協議会の事務局は、大阪府こころの健康総合センターに置く。

(委任)

第12条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会の承認をもって定める。

附 則 この規約は、平成21年8月3日から施行する。

この規約は、平成22年5月28日から施行する。

この規約は、平成23年4月1日から施行する。

この規約は、平成24年4月1日から施行する。

この規約は、平成24年7月27日に施行し、平成24年4月1日から適用する。

この規約は、平成27年7月24日から施行する。

この規約は、平成31年4月1日から施行する。

この規約は、令和2年7月13日から施行する。